

性能評価手数料

1. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3、第 3 項第四号、機関省令第 63 条第五号の規定により、以下の通りです。

(単位：円 非課税)

| 評価項目 | 評価の内容 | 手数料 |
|----------------------|--------------------|---------|
| 法第 37 条第二号の認定に係る性能評価 | 法第 37 条第二号(指定建築材料) | 330,000 |

実地確認を要する場合、実地確認に要する手数料は以下の通りです。

(外国にある工場の場合は別途定める額に旅費を加算した額となります。)

(単位：円 非課税)

| 実地確認の区分 | | 手数料 |
|-------------|---|-------------------|
| 重点確認対象者以外の者 | ①：製品の品質検査 | 470,000 |
| | ②：品質管理体制 ^{※1} | 470,000 |
| | ③：①、②同時 ^{※1} | 840,000 |
| | ※1 製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合は加算 n：当該工場等の件数 | 470,000× (n-1) |
| 重点確認対象者 | ①：製品の品質検査 | 840,000 |
| | ②：品質管理体制 ^{※2} | 630,000 |
| | ③：①、②同時 ^{※2} | 1,410,000 |
| | ※2 製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合は加算 n：当該工場等の件数 | 630,000× (n-1) |

※受付委員会以降に取り下げられても所定の手数料をいただきます。また、評価中に構造上重大な変更を行った場合においても、当法人で取り下げ扱いとさせていただく場合がありますので、ご注意ください。

※委員会終了後 3 ヶ月が経過しても決裁用資料を提出されない場合は、申請取り下げ扱いとし、性能評価書を発行することができない恐れがありますので、ご注意ください。

※評価終了後に構造上重大な変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。